

次の 15 問すべてについて解答せよ。

Ⅱ－1 2023 年（令和 5 年）3 月に改定された「技術士倫理綱領」（公益社団法人日本技術士会）は、前文及び 10 項目の本文（各項目の下に実践すべき具体的な指針を列記）で構成されている。技術士倫理綱領（前文及び本文）に関する次の（ア）～（オ）の記述について、その内容に照らして適切なものは○、不適切なものは×とした場合、適切なもの（○）の数はどれか。

- （ア）前文では、技術士は、広く信頼を得てその使命を全うするため、本倫理綱領を遵守し、品位の向上と技術の研鑽に努め、多角的・国際的な視点に立ちつつ、公正・誠実を旨として自律的に行動する、とされている。
- （イ）技術士は、業務の履行が公衆の安全、健康や福利を損なう可能性がある場合には、適切にリスクを評価し履行の妥当性を客観的に検証するが、実際に公衆の安全、健康や福利が損なわれると判断した場合には、速やかに当該業務から離脱しなければならない。
- （ウ）技術士は、常に新しい情報に接して自らの専門分野に係る知識及び資質能力の向上に努めれば足り、専門分野以外の領域についてまで理解を深める必要はない。
- （エ）技術士は、業務上の関係者と相互に信頼し、ともに働く者の安全、健康及び人格を尊重するとともに、多様性を尊重する。
- （オ）技術士は、論文、報告書又は発表で成果を報告する際に、不正な表現や、不当に他人の業績等を貶める表現をしない。

① 1 ② 2 ③ 3 ④ 4 ⑤ 5

Ⅱ-2 「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及び「「個人情報保護委員会ガイドライン（通則編）」に関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

（ア）個人情報には、氏名・生年月日等の事実に関する情報のみならず、個人の判断・評価に関する情報や、特定の個人を識別できる限りにおいて映像・音声も含まれる。

（イ）インターネットや新聞等で既に公表されている公知の個人情報は、保護の対象外となる。

（ウ）死者に関する情報は、そのみでは「個人情報」に該当しないが、遺族など生存する個人に関する情報でもある場合は、その生存する個人の個人情報として保護の対象となり得る。

（エ）人種、信条、病歴等の要配慮個人情報を取得する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要がある。

（オ）仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工した情報であり、原則として本人の同意なく第三者に提供することが認められている。

- | | ア | イ | ウ | エ | オ |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | ○ | × | ○ | ○ | × |
| ② | ○ | ○ | × | ○ | × |
| ③ | ○ | × | × | ○ | ○ |
| ④ | × | × | ○ | ○ | × |
| ⑤ | ○ | × | ○ | × | ○ |

Ⅱ-3 知的財産権に関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

（ア）産業財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つをいう。

（イ）著作権は、特許庁への出願及び審査・登録を経て初めて発生する権利である。

（ウ）不正競争防止法上の「営業秘密」として保護されるためには、秘密管理性、有用性、非公知性の3要件をすべて満たす必要がある。

（エ）著作権や不正競争防止法上保護される利益は、他人が独自に創作したものには効力が及ばない「相対的独占権」と呼ばれ、特許権等の産業財産権は「絶対的独占権」と呼ばれる。

（オ）育成者権（植物の新品種の保護）は、産業財産権に含まれる。

	<u>ア</u>	<u>イ</u>	<u>ウ</u>	<u>エ</u>	<u>オ</u>
①	○	×	○	○	×
②	○	○	○	×	×
③	○	×	×	○	○
④	×	×	○	○	×
⑤	○	×	○	×	○

Ⅱ-4 製造物責任法（PL 法）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 製造物とは、製造又は加工された動産をいい、土地・建物等の不動産及び未加工の農林畜水産物は対象外である。
- ② ソフトウェア自体は無体物であり製造物に該当しないが、ソフトウェアを組み込んだ製造物による事故において、ソフトウェアの不具合と損害との因果関係が認められる場合は責任の対象となり得る。
- ③ 製造業者が製造物を引き渡した時点における科学又は技術に関する知見によっても当該欠陥を認識できなかったことを証明した場合は、損害賠償責任を免れることができる。
- ④ PL 法に基づく損害賠償請求権は、被害者等が損害及び賠償義務者を知った時から 3 年（人の生命又は身体を侵害した場合は 5 年）、又は製造業者等が製造物を引き渡した時から 10 年の経過により、時効によって消滅する。
- ⑤ 製造物の欠陥は一般に製造業者の故意又は過失によって生じるため、被害者は欠陥の存在に加え、製造業者の故意又は過失を立証しなければ損害賠償を求めることができない。

Ⅱ-5 働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目指し、2019 年以降、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）により労働基準法が順次改正・施行された。改正された労働基準法の施策に関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- （ア）年 10 日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者に対して、使用者は、年 5 日について時季を指定して確実に取得させなければならない。この対象には、付与日数が 10 日以上であればパートタイム労働者も含まれる。
- （イ）臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）であっても、時間外労働は年 720 時間以内とし、時間外労働と休日労働の合計は単月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内としなければならない。原則の限度時間（月 45 時間）を超えることができるのは年 6 か月までである。
- （ウ）月 60 時間を超える法定時間外労働に対する 50%以上の割増賃金率は、大企業にのみ適用され、中小企業については当分の間その適用が猶予されている。
- （エ）より柔軟な働き方を可能とするため、フレックスタイム制の清算期間の上限が、「3 か月」から「6 か月」に延長された。
- （オ）高度プロフェッショナル制度を適用するには、労使委員会の決議があれば足り、対象となる労働者本人の同意は必要としない。

	<u>ア</u>	<u>イ</u>	<u>ウ</u>	<u>エ</u>	<u>オ</u>
①	○	○	○	×	×
②	○	○	×	×	×
③	○	×	○	×	○
④	×	○	×	○	×
⑤	○	○	○	○	×

Ⅱ－6 「公益通報者保護法」（令和４年改正・施行）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 公益通報の対象となる事実は、すべての法律が対象となるのではなく、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律」として本法律及び政令で定められた法律に違反する犯罪行為等である。
- ② 公益通報の主体には、労働者（正社員のほか派遣労働者、アルバイト、パートタイマー等を含む）、退職後１年以内の退職者及び役員が含まれ、公務員も含まれる。
- ③ 内部公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等は、常時使用する労働者数が一定数を超える事業者には義務付けられ、それ以下の事業者については努力義務とされている。
- ④ 行政機関への通報は、通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしていると思料するだけで保護要件を満たし、「信ずるに足りる相当の理由」等は求められない。
- ⑤ 公益通報をしたことを理由とする解雇は無効であり、降格・減給等の不利益な取扱いも禁止される。また事業者は、公益通報により損害を受けたことを理由として公益通報者に賠償を請求することはできない。

Ⅱ-7 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく安全保障貿易管理に関する次の（ア）～（エ）の記述のうち、適切なものの数はどれか。

- （ア） リスト規制に該当しない貨物・技術であっても、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、経済産業大臣の許可が必要となることがある（キャッチオール規制）。
- （イ） 技術提供の場が日本国内であっても、居住者から非居住者に技術を提供する取引は規制の対象となり得るため、外国為替令別表の規定を確認する必要がある。
- （ウ） リスト規制品目は原則として毎年改正されるため、過去に取得した該非判定書であっても、最新の法令に基づき改めて確認する必要がある。
- （エ） 国内で容易に入手可能な製品であれば、海外への少量の評価用サンプルの輸出について、リスト規制に該当するか否かの確認は不要である。

① 0 ② 1 ③ 2 ④ 3 ⑤ 4

Ⅱ-8 リスクマネジメント及びリスクアセスメントに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① JIS Q 31000 は、ISO 31000 を基に作成されたリスクマネジメントの規格であり、組織のあらゆる活動に適用することができる。
- ② リスクアセスメントは、リスク特定、リスク分析及びリスク評価のプロセスから構成される。
- ③ リスク対応の選択肢には、リスク回避、リスク低減、リスク移転（共有）、リスク保有などがある。
- ④ ALARP の原則とはリスクを合理的に実行可能な限り低減するという考え方であり、リスク低減に要する費用と得られる効果、リスク低減の便益とのバランスは考慮しない。
- ⑤ 一般の人々のリスク認知は、客観的なリスク評価のみによって定まるのではなく、自発的に選択したリスクか受動的に受けるリスクか等の要因によって影響を受ける。

Ⅱ-9 情報セキュリティに関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

（ア）情報セキュリティの3要素とは、機密性、完全性及び可用性である。

（イ）「可用性」とは、認可された利用者が必要なときに情報資産にアクセスし使用できることを確実にする特性をいう。

（ウ）ISO/IEC 27000 は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）に関する概要及び用語を定めた規格であり、ISO/IEC 27001 は ISMS の要求事項を定めた認証規格である。

（エ）ISMS 認証とは、当該組織が情報セキュリティに関する事故を一切発生させないことを第三者が保証する制度である。

（オ）情報セキュリティポリシーは、一度策定すれば見直す必要はなく、PDCA サイクルによる継続的改善の対象とはならない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	○	×	×
②	○	×	○	○	×
③	○	○	×	○	×
④	×	○	○	×	○
⑤	○	○	○	○	×

Ⅱ-10 「事業継続ガイドラインーあらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応ー（令和3年4月）内閣府」に基づく、BCP（事業継続計画）及びBCM（事業継続マネジメント）に関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- （ア）BCPが有効に機能するためには、経営者の適切なリーダーシップが求められる。
- （イ）想定する発生事象により企業・組織が被害を受けた緊急時においても、法令や条例による規制その他の規定は遵守する必要がある。
- （ウ）BCPの対象とする発生事象（インシデント）は自然災害に限られ、感染症のまん延やサプライチェーンの途絶は対象に含まれない。
- （エ）BCMは、経営者が率先して、定期的及び必要な時期に見直しを行い、継続的に改善することが必要である。
- （オ）事業継続のため、重要業務を支える情報システムのバックアップは、本社と同一の建物内に保管することが推奨される。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	×	○	×
②	×	○	○	○	×
③	○	×	○	○	×
④	○	○	×	×	○
⑤	○	○	○	×	×

Ⅱ-11 消費生活用製品安全法（消安法）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 消安法は、消費者が日常使用する製品によって生ずる事故の発生を防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的とする。
- ② 消費生活用製品とは、消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法律により安全性が担保されている製品を除いたものを広く対象としており、対象製品を限定的に列挙するものではない。
- ③ 製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故の発生を知ったときは、その内容及び原因の分析を完了させたうえで、内閣総理大臣（消費者庁長官）に報告すれば足りる。
- ④ 長期使用製品安全点検制度は、長期間の使用に伴う経年劣化により重大事故を生ずるおそれが高い製品を「特定保守製品」として指定し、点検その他の保守を促す制度である。
- ⑤ 「特定保守製品」の製造又は輸入を行う事業者には、設計標準使用期間及び点検期間を設定する義務がある。

Ⅱ-12 公正な競争の確保に関する次の（ア）～（オ）の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- （ア）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）は、公正かつ自由な競争を促進することを目的とする。
- （イ）複数の事業者が連絡を取り合い、本来は各社が自主的に決めるべき商品の価格や生産数量等を共同して取り決める行為（カルテル）は、独占禁止法で禁止されている。
- （ウ）国や地方公共団体等が発注する公共工事等の入札に際し、入札参加者があらかじめ受注者や受注価格等を取り決める入札談合は、独占禁止法上問題となる行為である。
- （エ）不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）は、商品・サービスの品質や価格について、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認させる表示を規制している。
- （オ）上場会社の役職員等が、その職務に関して知った重要事実を、その公表前に利用して当該会社の株式を売買する行為（インサイダー取引）は、独占禁止法により禁止されている。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	○	○	×
②	○	×	○	○	×
③	×	○	○	○	○
④	○	○	×	×	○
⑤	○	○	○	×	○

Ⅱ-13 「人間中心の AI 社会原則」及び「AI 利活用ガイドライン」, AI の研究開発・利活用に関する次の (ア) ～ (オ) の記述について,正しいものは○,誤っているものは×として,最も適切な組合せはどれか。

- (ア) 「人間中心の AI 社会原則」は, AI の適正な社会実装を目指す観点から 2019 年 3 月に我が国の政府により策定・公表された指針であり, それ自体は法律ではなく, 違反に対する罰則を定めるものではない。
- (イ) AI を応用したサービス等によって, 人の心や行動が操作・誘導されたり, 感情や信条に働きかけられたりするとすれば, そこに不安や懸念が生じる可能性がある。
- (ウ) AI の利活用者が留意すべき「AI 利活用の原則」には, 適正利用, 適正学習, 連携, 安全, セキュリティ, プライバシー, 尊厳・自律, 公平性, 透明性及びアカウンタビリティの各原則が含まれる。
- (エ) AI による判断は自律的になされるものであるため, AI を利用したサービスにおいて事故等が生じた場合の責任は, 開発者・提供者・利用者のいずれにも帰属しない。
- (オ) AI の便益を十分に享受するには AI に関するリテラシー等が必要であるが, 全ての人がこれらを有することは現実には難しいため, AI に関するリテラシー等の格差 (AI デバイド) はおよそ問題とならない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	○	×	×
②	○	○	×	×	○
③	○	×	○	×	×
④	×	○	○	○	×
⑤	○	○	×	○	×

II-14 公益社団法人日本技術士会は、「日本技術士会 DEI 推進宣言」(2025 年)にて、DEI、すなわち多様性(Diversity)、公平性(Equity)及び包摂性(Inclusion)の推進を宣言している。この宣言及び DEI の考え方に関する次の(ア)～(オ)の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- (ア) この宣言は、不確実性の高い時代において日本技術士会の使命を果たすためには、既成概念に囚われない柔軟な発想や多様な視点で社会課題の解決に向き合うことが必要であるとして、DEI の推進を宣言したものである。
- (イ) この宣言は、「目指す姿」として、多様・多彩な技術者、技術をつなぐプラットフォームとして、誰もが能力を発揮し、誰もがその人らしく生きられる社会の実現に貢献することを掲げている。
- (ウ) DEI における「公平性 (Equity)」とは、一人ひとりのスタート地点や置かれた状況の違いにかかわらず、すべての人に画一的に同一の機会・資源を一律に配分することを指す。
- (エ) DEI は、多様な人材を受け入れる「D&I (ダイバーシティ&インクルージョン)」の考え方に「公平性 (Equity)」の視点を加えて発展させたものであり、グローバル企業を中心に価値創造の手段として位置づけられてきた。
- (オ) 日本技術士会 DEI 推進宣言は、2007 年に発信された「技術士プロフェッション宣言」を全面的に改定し、これに代わるものとして策定された。

- | | <u>ア</u> | <u>イ</u> | <u>ウ</u> | <u>エ</u> | <u>オ</u> |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① | ○ | ○ | × | ○ | × |
| ② | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| ③ | × | ○ | × | ○ | × |
| ④ | ○ | × | ○ | × | ○ |
| ⑤ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

II-15 SDGs の達成に向けては、政府・国連だけでなく、企業・自治体・個人などあらゆるステークホルダーの参画が求められている。技術者・技術者団体もマルチステークホルダーの一員として SDGs に貢献することが期待されている。SDGs を支える基本概念に関する次の(ア)～(オ)の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- (ア) 「持続可能な開発」とは、一般に「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす開発」と定義され、世代間の衡平性を重視する考え方である。SDGs はこの理念を国際的な目標として具体化したものである。
- (イ) SDGs の 17 のゴールは、その背景にある考え方として、People (人間)、Prosperity (繁栄)、Planet (地球)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ) のいわゆる「5つのP」に整理することができる。
- (ウ) SDGs は現在世代が直面する課題の解決を目指すものであり、将来世代のニーズや権利については本来別個の枠組みで議論されるべき問題として、SDGs の基本理念には含まれていない。
- (エ) SDGs における「包摂性 (インクルージョン)」とは、多様性を前提に、すべての人々が排除されことなく社会に参加し、その能力を発揮できる状態を目指す考え方であり、「最も遅れているところに第一に手を伸ばす」というアプローチを伴う。
- (オ) SDGs ゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」が示すとおり、SDGs の達成にはすべてのステークホルダーが協同的なパートナーシップの下で実行することが重要であり、技術者は、その専門的知見を活用してマルチステークホルダーの一員として参画することが期待される。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	○	○	×
②	○	×	×	○	○
③	○	○	×	○	○
④	○	○	×	×	○
⑤	×	○	○	○	○